大阪湾沿岸 海岸保全基本計画(変更)の概要

海岸保全基本計画とは

- ●海岸法に基づき、都道府県知事が策定 (大阪湾沿岸は大阪府・兵庫県の共同策定)
- ●国が定める海岸保全基本方針に沿って、海 岸の防護や海岸環境の整備、公衆の適正な 利用等の観点から、海岸の保全や整備の方針 を示す
- ●大阪湾沿岸は平成 14 年 8 月に当初計画を 策定
- ●津波対策の考え方や整備方針を平成 28 年 に追加
- ●近年の台風等を踏まえた高潮対策の考え方や整備方針を令和3年に追加

課題

◆課題

- ○東日本大震災での津波被害をうけ、津波対策の新たな考え方(発生頻度を踏まえた二つのレベルの津波を想定)
- ○南海トラフ巨大地震・津波の被害想定が示され、大阪湾でも広範囲で浸水の懸念
- ○高度経済成長期に整備された施設の急速 な老朽化に備え機能の維持が急務
- ○平成 30 年台風 21 号による高潮被害等を 踏まえた対策が急務

計画の構成

I 海岸の保全に関する基本的な事項

- ○海岸の現況及び保全の方向
- ○海岸の防護
- ○海岸環境の整備及び保全
- ○海岸における公衆の適正な利用
- ○ゾーン区分とゾーン毎の施策

Ⅱ 海岸保全施設の整備に関する事項

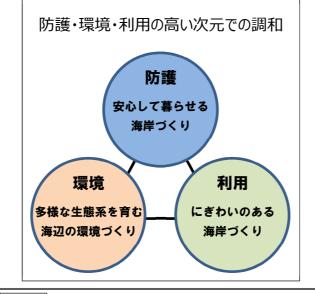
- ○海岸保全施設の新設又は改良
- ○海岸保全施設の維持又は修繕

Ⅲ 今後の留意事項

大阪湾沿岸 海岸保全基本計画(変更)

◆大阪湾沿岸の長期的なあり方

基本理念



テーマ

醸し出せ歴史と文化のなぎさ回廊

人も自然も元気でにぎわう みんなで進める海辺の再生

基本方針

○防護

まちとくらしを護り、将来にわたって災害の心配のない 海岸づくりを行う

地域と一体的に取り組む日常及び緊急時の海岸管 理体制づくりを進める

一環境

貴重な自然を守り、新たな自然環境を育む 人々に愛される水と緑の美しい景観の創出を目指す 多くの人達の参加と協力で美しい海辺づくりを進める

○利用

恵まれた歴史と文化を活かし、ふれあいやにぎわいの ある海辺づくりを目指す

地域と連携し安全で快適な海辺づくりを進める

◆海岸の防護のための目標

- ○高潮・波浪に対する防護
- ・台風期朔望平均満潮位(H.W.L.)に既往最大級の台風が最も危険なコースを通過した場合の潮位偏差を加えた設計高潮位(H.H.W.L.)に近年の台風等による高波を考慮した波浪に対して防護
- ○津波に対する防護
- ・南海トラフ地震で発生する地震に対し、発生頻度を踏まえた二つのレベルの津波を想定し、 防災 比較的発生頻度の高い津波(百年から百数十年に一度程度)に対しては津波の 越流を防止

減災 発生頻度の高い津波を超える最大クラスの津波に対しては浸水被害を軽減

- ○海岸侵食に対する防護
- ・現状の汀線を保全・維持

◆防護の目標を達成するための施策

【地域を守る安全な海岸の整備】

- ○海岸保全施設の未整備区間の解消、既設防潮堤の嵩上げや改良、耐震強化を実施
- ○比較的発生頻度が高い津波(百年から百数十年に一度程度)に対して、越流を防止し、人命・財産を防護するための防潮堤等を整備
- ○発生頻度の高い津波を超える最大クラスの津波に対して、越流しても施設機能が発揮できるよう防 潮堤をねばり強い構造へ改良、津波に先立つ地震による地盤の液状化を抑止し防潮機能を維持
- ○施設の適切な調査・点検と、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な維持・管理を実施 【地域住民と一体となった防災対策】
- ○緊急時の避難経路・避難場所の確保などソフト面での対策を推進

◆海岸環境の整備及び保全のための施策

【海岸環境の保全】

○大阪湾に残された貴重な環境資源である自然海岸や砂浜・干潟を保全

【新たな環境創造型への転換】

- ○水質や生態系を良好な状態で後世に引き継ぐため生態系に配慮した親しみやすい水辺環境を創出 【海岸環境の保全に関する地域との連携】
- ○美しい海辺づくりを進めるため、地域住民との連携をより緊密にし、海岸愛護活動への支援やマナー 向上のための啓発活動を実施

◆公衆の適正な利用を促進するための施策

【多様な利用要請に応える海岸づくり】

○利用者の安全性に配慮し、地域の行事や祭り、散策、ジョギングなど日常的で身近な利用ができる 海岸を創出

【海岸利用の利便性の向上】

○海岸へのアクセス確保やユニバーサルデザイン化を進めるとともに、 閘水門などの大規模防災施設の防災学習利用の機会を提供

【海岸利用に関する地域との連携】

○地域と連携した海岸の利用マナー向上やルールづくり